

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB法人（以下「法人」という。）に雇用され、法人が運営する障害者支援施設「C」（以下「事業場」という。）において、生活支援員として就労していた。
- 2 請求人によると、長期にわたり事業場で嫌がらせ、人格攻撃、名誉棄損と思われる行為を受け続けていたという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックを受診し、「パニック障害、うつ状態」と診断された。
- 3 本件は、請求人が同疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の申述内容及び主治医の意見等を踏まえた上で、平成〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインにおける「F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、その後寛解することなく症状は遷延している旨述べている。当審査会としても、請求人の発病の経緯とその症状からみて専門部会の見解は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) そこで評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、平成〇年〇月頃に終礼で意見を述べたところ、Eから嫌がらせを受けるようになった旨述べていることから、この出来事を認定基準別表1の具体的な出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」）に該当するとみて検討する。

この点、Eは、終礼で請求人が意見を述べたことに対して、叱責した覚えはなく、その後連日のように「辞めればいだろう」、「死んでしまえ」等と発

言したこともない旨述べており、請求人が終礼において意見を述べたことは認められるところ、複数の事業場関係者の申述によれば、Eが請求人の意見を受け入れないことはあったが、Eが請求人に暴言や威嚇、退職強要するような言動をしたり、強く叱責しているところを見聞きした者は存在せず、一件記録からは、Eのいじめ、嫌がらせは確認できない。

以上のことを踏まえると、上記の出来事は、いじめや嫌がらせに該当するものではなく、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみることが相当であり、事業場関係者の申述などを勘案すると、Eの言動に暴言や業務指導の範囲の逸脱は認められず、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

また、請求人は、長期にわたり、Eから嫌がらせ、人格攻撃、名誉棄損と思われる行為を受け続けていたと主張していることから、当審査会では、改めて一件記録を精査したが、Eの言動が請求人に対する嫌がらせなどを目的としたものと認めるに足りる申述及び証拠は確認できず、同主張を採用することはできない。

(5) 以上からすると、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が1つ認められるも、恒常的長時間労働は認められないことから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(6) 請求人は、本件疾病発病後の出来事を縷々申し立て、症状の悪化を主張するが、悪化を証明する何らの医学的根拠は示されておらず、また、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、発病後の特別な出来事は見受けられないことから、同主張を採用することはできない。

(7) その他請求人の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。